

○「質問カード」にていただいたご意見・ご質問と市の回答(令和8年7月26日・29日分)

説明会において、「質問カード」にお寄せいただいたご意見・ご質問及び市の回答です。なお、地権者様に関する個別の事案についてのご質問や、当日の質疑応答の中でご発言いただいたもの、質疑応答の中でいただいたご質問等に類似するものにつきましては、割愛しています。

●7月26日分

No.	ご意見・ご質問	回答
1	事業認可に不満や反対する者に対して、不服申立てできる案内くらい記載して下さい。(行政機関として不親切です。)勝手に「公共の利益」などの文言を大西大通り線に使っているが、何が公共の利益なのか明確な説明がない。一体公共とは何なのか。誰のためのものなのか。	事業認可に関するご質問等につきましては、お手数ですが、神奈川県窓口へお問い合わせくださいますようお願いいたします。 大西大通り線の整備は、圏央道相模原インターチェンジとのアクセス機能の向上や、周辺道路の交通円滑化を目的としております。これにより、多くの住民や事業者の生活環境の改善や安全性の向上に寄与するものであり、地域全体の「公共の利益」に資するものと考えています。
2	今回説明会が2回。そこに仕事などで来れない方もいる。たった2回しかない。丁寧に、個別に、、、丁寧な対応を今まで一度も感じたことはありません。市から2回、2人の男性が測量したいなどと家に訪ねて来てますが、それ以来説明しようなどという丁寧さはまったく感じません。	説明会につきましては、様々なご都合で参加が難しい方がいらっしゃることは十分認識しており、これまでと同様に、説明会の結果概要、説明資料、質問カードへの回答を地権者・住民の皆様様に配布させていただきます。 また、事業に対しての丁寧さが全く感じられないというご指摘に対しましては、測量実施の意向確認のみの訪問ではなく、地権者・住民の皆様が事業全体に対する不安や不信感を抱かれることのないよう、対応に努めてまいります。
3	実現不可能な説明会に何回も出席しているが、出席する職員誰一人どうしてもつくらなければいけないと言う人が見受けられない。市長の方針に従っているとしか見受けられない。「もう無理だ」と市長に言える職員が一人も現れない。市長の権限はそんなに強いのか。意味無い、価値無い、役に立たない事に夢中になるのはなぜか。市がやらなければならない事は他にいっぱいある。	本事業は、市長の方針に従って単に進めているのではなく、職員一人ひとりが大西大通り線の整備が必要な事業であるとの認識を持ち、責任をもって業務に当たっております。 また、都市計画道路事業は市長自身の考えだけで決定されるものではなく、都市計画審議会における審議などの都市計画法に基づく手続きや、市議会の議決による道路の認定など、一定のプロセスを経て進められるものです。職員は、このような手続きの中で事業を推進しております。
4	売りたいくない土地を市の計画によって売る。それに対してかかる費用・税金はすべて免除にすべき。何年も何年も家の事で悩む生活を送る日々。当事者の精神的な補償がないのは、いかに事務的に行われていると感じざるを得ない。今日までの内容では納得いかない。よく「意見を受け止める」と市の方は仰いますが、受け止めて先がない。当事者に寄り添うとは話を聞くだけで終わっているように感じている。	今後も、地権者・住民の皆様への丁寧な説明を重ね、いただいたご意見等を真摯に受け止めて対応してまいります。また、ご移転をお願いするにあたっては、土地・建物等に対する適切な補償を行うほか、移転先の確保などのご不安や心配事の軽減に継続的かつ責任をもって取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。
5	土地・建物の一部が対象となります。具体的な相談をしたいので連絡窓口を教えてください。	用地補償についてのご相談は、リニア拠点整備事務所・用地補償班が担当しておりますので、まずはご連絡ください。 (電話)042-703-0405 ※平日8:30~17:15

6	用地補償について、測量～概算価格の提示があってから検討し、一定期間を過ぎた場合(1～2年等)査定価格の見直しはあるのでしょうか。	補償費につきましては、国により毎年更新される統一的な単価を用いて算定します。地権者の皆様との協議に際しては、その時点の最新の単価により算定した金額を提示し、当該金額の有効期間内でのご検討をお願いしています。仮に、ご検討に時間を要するなどにより有効期間を経過した場合は、改めて調査算定を行うこととなります。
7	「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」の中の「建物現価率表」などを一度住民に参考資料として見せて下さい。住民の考えの変化があるかもしれません。次回の説明会で準備して下さい。	市ホームページにおいて、「相模原市の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」をご確認いただけます。ご要望の「建物現価率表」につきましては、同細則の別表1(木造)及び別表2(非木造)となります。 なお、今回の説明会では、用地補償の概要や進め方など全般的な事項についてお伝えする趣旨に鑑み、当日資料としての配布は見送りましたが、今後の対応につきましては、ご意見を踏まえて検討を進めます。 「市ホームページ(トップページ)」⇒「市政情報」⇒「まちづくり・環境」⇒「まちづくり」⇒「用地・補償」⇒「相模原市の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」
8	市長は5月の記者との会見において、国有地、県有地、市有地で代替地をつくると言った。それから2か月、これは現在どこまで代替地として提供できる状況にあるか。	大西大通り線周辺の国有地等につきましては、現在、代替地としての活用に向け、参考となる情報収集等を行っておりますが、具体的な手続き等に着手している段階になく、現時点でお示しできる情報はありません。

●7月29日分

No.	ご意見・ご質問	回答
1	更地はどこに存在するのか。どのような形であると思っているのか。もし「なかった」場合は、どうするのか。 市道大西線の活用等を考えるべきではないか。	代替地登録制度につきましては、現時点で活用が見込まれる具体的な土地はありませんが、事業地近隣においては、駐車場をはじめ、建物のない土地が少なからず存在しており、こうした土地について登録を促すなど、制度の活用が図られるよう取り組んでまいります。 市道大西(現道)の活用につきましては、過去に検討を行っており、本年4月の説明会においてもご説明させていただいたところです。現道の一部を拡幅し、大西大通り線と同程度の幹線道路として整備する計画(現道拡幅案)を想定し、大西大通り線との比較検討を行った結果、現道拡幅案は、事業費や補償対象者数の面では優位となる一方で、橋本駅周辺のまちづくりに必要な土地利用の有効性や、インターチェンジ方面への直達性確保などの観点では、大西大通り線が優位であることを確認しております。 また、現道拡幅案について費用便益分析を実施した結果、費用便益比(B/C)は1を下回り、費用に見合う効果が見込めないことを確認しております。このため、事業費や補償対象者数のみで判断するのではなく、まちづくりや道路ネットワークの形成効果、費用対効果などを勘案し、現在の大西大通り線の計画に基づき事業を進めることとしているものです。